

第Ⅱ部

検証 IFRSの 税務への影響④

引当金・偶発債務 に係る税務

～不確実な税務上のポジションへの対応を含む～

新日本アーンストアンドヤング税理士法人・米国公認会計士 古川 武宏

はじめに

企業会計上では、保守主義の原則に従い「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」としている。また、費用収益対応の原則から、収益との対応をはかるために発生主義による費用計上が認められている。引当金はこれらの会計原則によって費用計上が強制されるが、税務上は原則として債務確定主義を採用しており、見積りに

よる損金算入は認めていない。これは我が国における会計基準と税務上の取扱いであるが、本項では、国際会計基準（以下、IFRS）における引当金の会計基準を我が国の会計基準と比較し、その差異を解説するとともに税務実務への影響を検討していきたい。加えて、IFRSにおける不確実な税務上のポジションに係わる会計処理について解説する。

I 日本基準とIFRSにおける取扱い

1 日本基準における取扱い

引当金は企業会計原則注解18（以下、注解18）によると「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする」とされている。さらに、同注解では、引当金の種類として、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、

修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等を例示している。

我が国の会計基準はIFRSへのコンバージェンスにより資産・負債アプローチへと転換が進んでいるが、これまでは期間損益を重視する費用収益アプローチが採用されている。実務においては、法人税法上の租税特別措置法で定められている各種準備金は損金経理や剰余金の処分を要件としているため前述の注解18に関係なく、会計上も費用とされる場合がある。つまり、費用収益アプローチを採用している一方で必ずしも収益と対応しない準備金などの費用が税務上の要件を満たすこと

を目的に計上される。企業会計と税法は別個の制度ではあるが、我が国ではそれらの制度が相互に影響し合いながら処理が行われている。

また、偶発債務については財務諸表等規則第58条において、債務の保証、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものは、その内容及び金額を注記しなければならないとしている。

2 IFRSにおける取扱いと日本基準との相違点

IFRSでは資産および負債の増減をもとに収益および費用を認識する資産負債アプローチを採用しているが、引当金についても同様のアプローチが適用される。IFRSにおいて引当金の会計基準は国際会計基準（以下、IAS）第37号に規定されており、ここでは引当金（Provisions）に加え、偶発債務（Contingent Liabilities）および偶発資産（Contingent Assets）を取扱っている。IAS第37号は、引当金、偶発債務および偶発資産に適切な認識規準ならびに測定規準を適用し、財務諸表の利用者がそれらの内容、時期および金額について理解できるように十分な情報が財務諸表上に開示されることを確実にすることを目的としている。

<引当金、偶発債務、偶発資産の定義>

① 引当金

過去の事象の結果として生じた現在の債務（法的または推定的）であり、債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く（Probable）、十分な信頼性をもって金額を測定することができる債務

② 偶発債務

過去の事象から発生し得る債務のうち、企業の完全な支配が及ばない将来

の一つまたは複数の不確実な事象の発生の有無によってのみ、その存在が確認される債務。または、過去の事象によって発生した現在の債務であるが債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く（Probable）はない債務、または十分な信頼性をもって金額を測定することができない債務

③ 偶発資産（注1）

過去の事象から発生し得る資産であり、企業の完全な支配が及ばない一つまたは複数の将来の事象によってのみその存在が確認される資産

（注1）我が国の会計基準では該当する規定は存在しない。偶発資産の例としては、企業が法的手段により訴求中であるがその結果が不確実な場合の請求権がある。IAS第37号では、偶発資産を認識した場合、将来実現しない可能性のある収益を認識することになるため財務諸表上では認識されないとしている。しかし、実現が確実になった時点では認識することができる。

(1) 貸倒引当金

IAS第37号の規定は貸借対照表上で負債項目として認識されるものに限定されている。引当金は国によっては、資産を評価減するための調整金額として使用される。例えば、我が国では貸倒引当金が代表的である。しかし、IFRSでも貸倒引当金として表示することを禁止しているわけではなく、IAS第39号「金融商品：認識および測定」において規定されている貸付および債権の減損の取扱いに従い貸倒引当金を認識することになる。IAS第39号では金融資産には貸付および債権を含むとしており、それらの資産の減損および回収不能性は客観的証拠がある場合には帳簿価額を見積将来キャッシュフローの現在価値まで減額し、減損損失（貸倒引当金）を認識することを求めている。我が国の会計基準の

ように過去の貸倒実績率などの算定方法は特に示されていない。

(2) 推定的債務

また、引当金として認識される債務には法的債務のみならず推定的債務も含まれる。推定的債務とは、過去の経験により確立されている実務慣行、公表されている政策または極めて明確な最近の文書によって、企業が外部に対し一定の責務を負うことを表明しており、かつその結果、当該企業がこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部の者に引き起こさせている場合に生じる債務をいう。推定的債務の存在の有無の判定は容易ではなく、実務上どの時点で費用を認識するかについて企業の判断が求められるところである。場合によっては、企業はこうした判断を行うにあたり、できる限りの利用可能な証拠を入手・分析し専門家の意見なども考慮する必要がある。

(3) リストラクチャリング引当金

推定的債務が問題となるものとしてリストラクチャリング引当金があげられる。すなわち、リストラクチャリングの場合、企業がリストラクチャリングに関する詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施を開始するか、またはリストラクチャリングに関する主要な特徴に影響を受ける人々に公表することによって、関係者の妥当な期待を引き起こさせた時点で推定的債務が発生する。我が国の会計基準ではリストラクチャリング引当金について特に定めた規定はない。したがって、現存する債務がなくても注解18による要件を満たせば引当金の計上を可能とする我が国の会計基準では、リストラクチャリング引当金をIFRSで認識される時期よりも早い段階で計上することができる。

(4) 資産除去債務

また、有形固定資産・投資不動産・リース資産などを保有している企業は、将来においてその解体や撤去等で発生が見込まれる債務（法的または推定的）が存在する場合には、前述の要件に従い関連資産の取得時などに引当金を認識することになる。我が国では一般的にはこのような債務の計上は行われていなかったが、平成21年3月31日以降に開始する事業年度から法的債務またはこれに準ずるものについて、資産除去債務の計上が求められることになる。

(5) 現在価値への割引

更にIFRSで注意すべき点としては長期の債務で時間的価値による影響が重要な場合には、引当金額を現在価値に割り引くことが求められている。一方、日本ではこのような規定は存在しない。

(6) ポイント引当金

最後に、顧客の囲い込みや販売促進を目的としてポイント制度を導入している企業が、顧客が将来その制度を利用することに備えて、ポイント引当金の計上を行っている。我が国においてはポイント制度に係る会計処理について規定している基準は存在しないが、実務上では注解18の要件に従い引当計上が行われている場合がある。IFRSでは、国際財務報告解釈指針委員会（以下、IFRIC）が公表したIFRIC第13号「カスタマーロイヤリティープログラムの会計処理」で、販売時に引き渡された商品またはサービスの売上金額と付与されたポイントの使用時における売上金額とに区分することを求めている。後者に関する売上金額は実際に使用されるまでは負債として認識し、収益の認識を繰り延べることが規定されている。したがって、IFRS適用後、企業はポイント制度に係る収益の認識時期が将来に繰り延べられることに留意する必要がある。

II 税務上の取扱い

日本基準・IFRSに拘わらず引当金として帳簿上で費用計上された項目は、税務上、どの時点で損金算入できるのかが検討すべき課題となる。我が国の法人税法においては費用の損金算入の時期は原則として債務確定主義に基づいて判断が行われる。債務の確定の判定については、法人税基本通達2-2-12で触れられており、下記のすべての要件に該当する場合には当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものと規定している。

- ① 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
- ② 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③ 当該事業年度終了に日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

したがって、会計上で計上された引当金は費用収益対応の原則に基づき、発生ベースで認識されるものである。法人税法22条では「当該事業年度終了の日までに債務の確定しない費用は当該事業年度の損金の額に算入しない」としているため引当金の性質から税務上は否認されることになる。しかし、別段の定めにより、引当金のうち法人税法上で繰入れが認められるものとして貸倒引当金と返品調整引当金がある。貸倒引当金ならびに返品調整引当金は、一定の要件のもと繰入限度額が定められている。我が国では損金計上を行うためには法人税法2条26号に定められている損金経理の原則に従うことになり、損金経理された額は繰入限度額の範囲内で損金の額に算入することが認められている。IFRSが適用され会計基準が変更となっても、現在の

税法に改正がなければ、繰入限度額の範囲内において前述の要件のもと、引き続き損金算入が認められることになる。ただし、損金経理された金額が繰入限度額を下回る場合には、その差額は権利放棄されたとして損金算入されないことに注意する必要がある。

以前はこれらの引当金に加えて賞与引当金・退職給与引当金・特別修繕引当金・製品保証等引当金が損金算入を認められていたが現在では認められていない。したがって、貸倒引当金や返品調整引当金以外に帳簿上で計上された引当金は、一般的に税務上の損金算入時期より早い段階で費用として取扱われる。この場合、税効果会計により、引当金の会計上の簿価と税務上の簿価との差異は将来減算一時差異として取り扱われ、それに法人税等の税率を乗じた額が繰延税金資産として貸借対照表上で認識される。将来、課税所得が生じる見込みがなく繰延税金資産の回収可能性が低いと判断した場合には、評価性引当金を計上し、回収可能な金額まで繰延税金資産を減額する処理が会計上必要となる。なお、税務上、損金算入が認められている引当金であっても、会計上の簿価と税務上との簿価に差異がある場合には、損金算入時期が異なるため繰延税金資産または負債を認識することになる。

また、前述の引当金に加え、我が国では社会的・政策的要請から時限的に損金算入が認められる引当金や準備金がある。これらは租税特別措置法で規定されており、前述の損金経理の方法または剰余金の処分による経理処理が損金算入の条件となっている。しかし、IFRS適用後は、政策的要請からでた税法上の引当金や準備金が、前述のI2で解説した引当金の認識要件を満たしていない場合にはそれらを財務諸表上で認識することとはな

らない。この場合、損金経理や剰余金の処分による経理処理要件を満たすことができず、損金とすることができなくなる。これらの準備金は租税特別措置法により規定されていることを鑑みるとIFRSが導入される場合に

は、当然のことながら確定決算主義の見直しの議論が行われ、これらの経理処理が求められない項目も出てくる可能性があるのではないかと考えられる。

III 不確実な税務上のポジションの取扱い

税務においてはその取扱いが明確でない取引や税務当局との未解決の係争などが実務上数多く見受けられ、これらを要因として将来発生するかもしれない税金債務を会計上どのように認識するかが問題となる。

IFRSでは法人所得税に係る会計処理はIAS第12号「法人所得税」で取扱われている。当該基準は、資産負債アプローチをベースに当期及び将来の税務上の影響をどのように会計処理を行うかを主に規定している。現行のIAS第12号では、このような不確実な税務上のポジションについて、明確な規定は存在しない。しかし、同基準はIAS第37号の規定が、不確実な税務上のポジションに関する資産及び負債の認識・測定に有用となり得る点を指摘している。

IAS第37号に従うと、税務否認される確率がされない確率よりも高いと判断される場合には不確実な税務上のポジションが認識さ

れ、そうでない場合には全く認識されないことになる。しかし、実務においては50%超の確率で実現しないと思われる不確実な税務上のポジションに対しても、起こりうる結果に関する発生可能性を考慮して認識する方法が採用されている場合もある。このように、現行のIAS第12号では明確なガイドラインが存在しないことから、実務上、様々なアプローチによる会計処理が行われているのが実態である。

このような中、IAS第12号の改訂作業が進められていたが、2009年3月31日に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, 以下IASB)は新基準の公開草案(Exposure Draft, 以下「本公開草案」)を公表した。本公開草案では不確実な税務上のポジションに関連する負債(又は資産)の認識と測定に関して、明確な規定が追加されている。すなわち、企業は、

【図表】

A社は税務申告において、ある控除に対し不確実な税務上のポジションを取り、結果として1,000万円の税額が軽減された。当該企業は、起こりうる結果の発生可能性を以下のように予測している。

潜在的ベネフィット(A)	発生可能性(B)	発生可能性の加重計算(A×B)
1,000万円	10%	100万円
800	20%	160
600	25%	150
400	30%	120
0	15%	0
		530万円

公開草案では、起こりうる結果の発生可能性を加重平均することにより、530万円の潜在的ベネフィットと認めることとし、残額530万円を潜在的税金債務と考え負債として計上する

金額は不確実であるが、仮に税務当局が否認した場合には、無条件に税金を支払う債務（stand ready obligation、待機債務と呼ばれる）を負っているため、負債を認識することが求められる。また、認識すべき金額は、米国会計基準のFASB解釈指針第48号（FIN48）で規定されている50%超の発生可能性があるか否かというような基準はIFRSでは特に設定されておらず、すべての不確実な税務上のポジションを考慮して税金負債（又は資産）を認識する必要がある。認識される不確実な税務上のポジションに関する税金資産（又は負債）は、起こりうる結果に関する発生可能性を加重平均して算定する方法（probability weighted average approach）を用いて測定を行う。さらに、測定にあつ

ては税務当局の発見リスクは考慮しない。つまり、税務当局が税務上の不確実性に関連したすべての情報を保有し、かつ税務調査を行うことを仮定して測定する必要がある、税法上の理非のみにおいて判断を行うことが提案されている。

IASBは2009年7月31日まで本公開草案に対するパブリックコメントを募集し、受領したコメントに基づき必要な修正が加えられた後、最終基準化されることに決定された場合には、本公開草案による改訂案が、現行のIAS第12号に代わって法人所得税に関する基準となる。新基準の適用時期については本公開草案では言及されていないが、今後の動向に注意する必要がある。

IV 実務担当者が今後検討すべき課題

金融庁の企業会計審議会・企画調整部会は2009年2月に我が国における国際会計基準の適用についての方向性や考え方を「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」（以下、公開草案）で公表し、同年6月にその公開草案に修正を加えた改訂版を正式な中間報告（以下、中間報告）として公表した。中間報告では、任意適用時においてIFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表には適用せず、連結財務諸表のみに適用することが適当であると考えられる旨を表明している。また、強制適用時においても上場企業の連結財務諸表にIFRSを適用することが適当であるとしていることから、引当金・偶発債務の会計処理をIFRSへ変更したとしても個別財務諸表がこれまでどおり我が国の会計基準にしたがって作成されており、それをベースに課税所得の計算が行われている限り納付税額への影響はないことになる。

しかし、経理・税務実務担当者が検討すべ

き論点がないわけではない。IFRSが適用された場合、我が国の会計基準で計上される資産および負債と計上すべき金額が異なる可能性がある。その場合、連結貸借対照表に計上されている資産および負債の金額と、課税所得計算上の資産および負債の金額（いわゆる、税務上の簿価）の差額が一時差異となり、その差額に回収または支払が行われる期の税率をかけて、連結貸借対照表に計上すべき繰延税金資産および負債が計算される。したがって、税務上の簿価に変更がない場合であっても、会計上の簿価に変更が生じた場合には、当然のことながら繰延税金資産・負債の再計算が必要となる。

また、上記Ⅲでも述べたが、タックスエクスポージャー⁽¹⁾という概念に従い、不確実な税務上のポジションが存在する場合には、会社が潜在的な財務上の影響額を見積り、不確実性の主要な要因を開示することが提案されている。ここでいう不確実な税務上のポジションは、税法上の解釈、特定取引への税法の適

用可能性、またはその両方について不確実性が存在する場合に生じる。この考え方は、2006年12月から米国で導入され、そして今回、IFRSへの導入が検討されているものであるが、日本の会計慣行には存在しなかったものである。したがって、IFRSを適用した場合には、タックスエクスポージャーを開示するために、潜在的な税務リスクをいかに特定・数値化し、財務諸表へ反映させるかという税務プロセスが必要となる。税務リスクの特定や数値化は企業の内部統制に組み入れリスク管理を行うことが求められることになると考えられる。

IFRSを現在適用していない企業であっても、IFRSの適用が与える影響度をステークホルダーから説明を求められることも考えられるため、可能な限り早い段階で準備を行うことが推奨される。

(注)

- (1) 会社の税務計算上は要納付額として算定していないが、税務当局の解釈によっては新たな納税額が生じるリスク

【参考文献】

- ・ 新日本有限責任監査法人『国際会計の実務（上巻・下巻）』（2007／8）
- ・ International Accounting Standard 37 “Provision, Contingent Assets, Contingent Liabilities”
- ・ International Accounting Standard 39 “Financial Instruments : Recognition and Measurement”
- ・ IFRIC Interpretation 13 “Customer Royalty Programmes”
- ・ International Accounting Standard 12 “Income Taxes”
- ・ International Accounting Standards Board 「Exposure Draft Income Tax」(2009年3月31日)

(了)

【執筆者紹介】

古川 武 宏（ふるかわ たけひろ）

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
パートナー

ビジネスタックスサービス部所属

日米両国において日本企業ならびに外資系企業に対する国際税務、税効果会計および税務リスクマネジメント関連の業務に関与。他の大手国際会計事務所を経て現職。

米国公認会計士（カリフォルニア州登録）・米
国公認会計士協会会員